# 第 16 章
# ライオン誌

## A. 編集方針

1. ライオン誌公式版の第一目的は、国際協会の方針及び活動に関して参考になる情報を個々のライオンズに伝えること、いっそう優れた奉仕をするよう会員を意欲づけること、そして協会プログラムを非ライオンズに示すことである。遵守義務のある編集手順に加えて、ライオン誌公式版は可能な限り、それぞれの出版物に協会のブランドを反映させるよう奨励される。

2. 国際協会の事務総長~~運営チーフ~~が編集長であり、ライオン誌公式版の全般的監督に責任を持つ。

3. 公式のライオンズ紋章及び「We Serve」のモットーは、毎回誌上に表記されるものとする。

4. 各公式版の編集者は、下記の情報を、受け取り次第または国際ニュース交換センターから指定された時に、掲載しなければならない。

   a. 国際会長のメッセージと写真は、他の現役員又は元役員あるいは編集者のメッセージ又は記事よりも前のページに掲載されなければならない。編集者は、印刷版とデジタル版の両方を含め、各号に会長メッセージを一つ掲載しなければならない。その資金はライオンズクラブ国際協会より提供される。各号の内容と読者に最も関連の深いメッセージを選ぶことができる。国際会長以外による定期メッセージは掲載してはならない。

   b. ライオンズクラブ国際協会国際財団(LCIF)年次報告記事

   c. LCIF のインパクトを語る最大二つの記事が、印刷版またはデジタル版の各号に掲載されなければならない。

   d. 協会の主要国際奉仕プログラムに関する記事

   e. 国際理事会が採決した決議の要約並びに国際大会で票決される決議案の全文。印刷版またはデジタル版のいずれかのみに掲載してもよい。

   f. 第三副会長候補者の略歴及び写真。これが、国際大会前の印刷に間に合うように届いていれば、掲載する。この資料には、他の組織との関係に関する情報は含めない。印刷版またはデジタル版のいずれかのみに掲載してもよい。

g. 国際大会登録用紙。ただし、他の妥当な方法で登録用紙を配布している複合地区又は単一地区は例外となる。

h. 国際ニュース交換センター又は編集長から指示されたその他の資料

5. 毎回各国語版には、次の文章と共に、執行役員及び理事の氏名を載せる。「ライオンズクラブ国際協会の公認出版物であるライオン誌は、理事会の認可を得て次の 19 カ国語で発行される -- 英語、スペイン語、日本語、フランス語、スウェーデン語、イタリア語、ドイツ語、フィンランド語、韓国語、ポルトガル語、オランダ語、デンマーク語、中国語、ギリシャ語、ノルウェー語、トルコ語、タイ語、ネパール語、ヒンディ語」

6. 国際会長の公式写真が会長の着任後最初に発行される印刷版の各公式版の表紙に掲載されなければならない。

7. ライオン誌のどの公式版も、これを政治的目的のために利用してはならない。次の役職に立候補する意図を発表した者、その役職の立候補者として資格証明を受けた者、あるいは選挙又は任命されてその役職に就いている者は誰も、いかなる版の編集者又は編集委員会メンバーも務めることはできない。すなわち地区ガバナー、副地区ガバナー、協議会議長、国際理事、国際執行役員。さらに、立候補を発表したか資格証明を受けた候補者の近親者(母親、父親、配偶者、兄弟姉妹、子供、婚姻による親族)は、編集者又は編集委員会メンバーを務めることはできない。所属クラブまたは地区（単一、準、又は複合のいずれであろうとも）から推薦を受けた時点で立候補の発表がなされたものとみなされる。この方針に関連して問題が生じた場合には、国際理事会執行委員会に照会して決断を受ける。

8. 公式版の編集者は、国際理事会、複合地区ガバナー協議会、又は地区キャビネットの方針に反する方針を支持してはならない。会員の意見は、それが必ずしも協会の立場を表すものでないことを明記することを条件に、手紙又は記事の形で載せることができる。

9. 元国際会長又は現国際理事会メンバーが死亡した場合には、全公式版に、国際ニュース交換からの死亡記事を写真入りで載せる。

10. ライオンズの国際交換ピン・クラブと国際切手クラブの入会申込用紙が届いた場合には、これが年に 1 回、ライオン誌本部版に印刷される。その他の公式版には、随意に掲載される記事として送付される。

11. 各公式版は、それぞれの読者の地域におけるフォーラム推進の記事を載せるよう奨励される。各版の判断で、登録用紙印刷の費用を徴収することができる。

12. 公式版編集者には時折、自分の地域に関して特に有意義な記事があれば、それを他の公式版に配布できるよう、国際ニュース交換センターに提供することが奨励される。

13. 全公式版の表紙には、本部版の表紙にあるのと同様に、英語の「LION」という言葉を表記する。その下に、例えば「En Español(スペイン語版)」などのように、地域又は言語を表す付随語をつけることができる。

14. 公式版は、印刷版を年 2 回、そしてそれに対応するデジタル版ライオン誌を出版しなければならない。デジタル版ライオン誌は、モバイル機器向けに最適化された「レスポンシブ」デザインによる、HTML 形式をベースとしたプラットフォームのものであるか、それを含むものでなければならない。デジタル版ライオン誌はまた、モバイル機器向けのアプリを含むべきである。

15. どの公式版の表紙にも、また、どのデジタル版のホームページにも、協会の紋章が表示されなければならない。

16. 最新のメルビン・ジョーンズ・フェローの数が、その情報を受け取った場合、年 3 回人目につく形で発表されるものとする。

**B. 運営及び財務 - 公式版**

1. 下記が、公式版として認められている。オーストラリア及びパプアニューギニア版、オーストリア版、バングラデシュ版、ベルギー版、イギリス及びアイルランド版、ブラジル版（LA、LB、LD の複合地区版と LC 複合地区版）、カナダ(A-複合地区)版、中国香港版、300-複合地区台湾版、デンマーク版、フィンランド版、フランス版、ドイツ版、ギリシャ及びキプロス版、本部版(英語とスペイン語)、アイスランド版、インド版、インドネシア版、イタリア版、日本版、韓国版、ネパール版、オランダ版、ニュージーランド版、ノルウェー版、パキスタン版、ポーランド版、ポルトガル版、スウェーデン版、スイス版、タイ版、トルコ版。

2. 関連する方針のすべてが遵守されていることを条件に、公式版には、会員一人につき US$2.00 が支払われる。これは、協会の会計と他の取り決めが行われていない限り、半期ごとに支払われる。支払いは、その対象となる 6 カ月の会員数を平均したものに基づくものとなり、その数は、1 カ月目の月初の会員数を 6 カ月目の月末の会員数に加算し、それを 2 で割ることにより算出される。半期ごとの支払いに用いられる為替レートは、該当する 6 カ月間のライオンズ為替レートを加算し、それを 6 で割ることにより算出される。

   支払いを受けるためには、以下の財務報告書が提出されていなければならない。

a. 7 月 1 日から 12 月 31 日までの収支が記された半期計算報告書の提出期日は 3 月 31 日とし、1 月 1 日から 6 月 30 日までの半期計算報告書の提出期日は 9 月 30 日までとする。この報告には、本章に Exhibit A として掲載されている書式が使用されなければならない。

b. 編集および運営方針に従わない公式版には、不備の内容を示した警告書が送られる。方針に合致するよう必要な修正措置がとられなかった場合には、発行停止処分となる。方針に従わず発行された各号に対しては、補助金支払いは停止される。

3. 英語以外の言語で発行される公式版には、指定記事の翻訳料として各号につき US$350.00 までが支払われる。ただし、翻訳代の領収書を提出しなければならない。支払処理が、(1) 7 月 1 日～12 月 31 日と(2) 1 月 1 日～6 月 30 日の期間を対象として、年に 2 回おこなわれる。

4. ライオン誌公式版を補助する会費収入は、編集費、制作費、発送費に充当される。剰余金は将来の赤字補填のため、マーケティングや PR 活動のために留保することができる。その場合、支出に対して事務総長/編集長により事前に承認されることを条件とする。支出後 30 日以内に領収書及び明細請求書が提出されなければならない。

5. 国際ニュース交換センターから常時送られる資料は別として、郵便送付用宛先レッテル、アートワーク、その他特別な資料やサービスを国際本部が要請した場合には、公式版はその費用を払わなければならない。この費用は、マーケティング部門責任者の判断で免除されることもある。

6. 編集長の明確な許可がない限り、ライオン誌を送るために使う郵便宛先リストを、公式版郵送以外の目的のために使うことはできない。

7. 公式版は、ライオン誌経費に充てるため、追加料金を徴収することができる。ただし、読者の地域における正規の大会で、ライオンズが承認することを条件とする。

8. 同じ言語のライオン誌を 5,000 人以上のライオンズが読んでいる場合には、そのライオン誌を公式版として認めてもらう申請を出すことができる。国際理事会が、これを公式版として認めるかどうか、完全に判断の権限を持っている。

9. 本部版 (英語及びスペイン語) を監督するのは、事務総長~~運営チーフ~~及びマーケティング部門責任者である。

10. 他の公式版を監督するのは、その読者地域のライオンズに承認され、マーケティング部門責任者にも承認された委員会機構が既に存在しない限り、下記の通りに構成されるライオン誌委員会である。

    a. 一つの地区だけを対象にしている場合には、地区ガバナーから任命された 3 人のメンバーで委員会が構成される。その地区出身の現国際理事は、委員会の職権委員となる。

    b. 複合地区を対象にしている場合には、協議会議長から任命された 3 人のメンバーで委員会が構成される。複合地区内に二つの準地区しかない場合を除き、一つの地区から 2 人のメンバーが出ていてはならない。準地区が二つの場合には、両地区が交代で 2 人のメンバーを出す。複合地区に三つ以上の準地区がある場合には、各準地区から公平に代表者が出るよう、それぞれの地区から順番にメンバーを選ぶ。その複合地区出身の現国際理事がいれば、委員会の職権委員となる。

    c. 二つ以上の複合地区を対象にしている場合には、各複合地区協議会議長が一人ずつライオン誌委員会メンバーを任命する。対象の複合地区が二つだけの場合には、委員会が 3 人のメンバーで構成されるよう、両複合地区が交代で 2 人の人を任命する。その複合地区出身の現国際理事がいれば、委員会の職権委員となる。

    d. 現地区ガバナーは、ライオン誌委員会のメンバーになることはできない。

    e. ライオン誌委員会のメンバーは、上記 a、b、c に記される制限が守られていれば、再度任命を受けることができる。

    f. ライオン誌委員会は、メンバーの 1 人を委員長に選ぶ。

    g. ライオン誌委員会メンバーに欠員が出た場合には、最初の任命の条件と制限に従って補充する。

11. 本部発行の英語版とスペイン語版を除き、各公式版の編集者は、それぞれのライオン誌委員会又はガバナー協議会から任命されるか、あるいは選出される。編集者の任期は最低 1 年で、最高 3 年である。編集者は再度任命を受けることができる。

12. ライオン誌委員会は、理事会方針書の本章にある方針が厳守され、編集長及び国際ニュース交換センターの指示が必ず履行されるようにする責任を持つ。

13. 編集長は、ライオン誌の内容及び運営に関し、全公式版を監察する。全公式版が理事会方針に従って発行されているかの考察は、1 月 1 日頃及び 7 月 1 日頃に行われる。不備が発見された場合には、詳細が文書にて編集者に通知される。通知

後 90 日以内に不備が修正されたことを、編集長が納得しない場合には、その旨が、マーケティング委員会を通して国際理事会に報告される。やむを得ない理由により修正が不可能な場合を除き、同委員会は、公式版としての承認の撤回を理事会に勧告する。

14. 公式版の編集者は、協会の会員並びに一般人に協会の優れたイメージを伝える上で差し支えない程度の質と基準のライオン誌をそれぞれ出版しなければならない。各公式版に求められる基準及び質が、時折、編集長より指定される。そのような基準及び質について決定するにあたり、編集長は、ライオン誌本部版を目安とするが、その際、編集長は地元の費用及び状況、並びに各公式版を購読する会員の数についても考慮しなければならない。

15. 編集者の氏名、「Editor (編集者)」という役職、並びに公式版の名称が表示され、国際本部職員のための名札と同じような名札が、公式版の編集者に交付される。

16. 編集委員会は、利用している場合には、有資格の出版社、印刷業者、郵送サービス社その他、完全に無料サービスでライオンズから提供されないサービスの業者の少なくとも 3 社から、時折、ただし少なくとも 3 年に 1 回、入札を受けなければならない。

17. ライオン誌公式版編集者は、自分が編集するライオン誌に印刷又はその他の出版サービスを提供する場合には、その会社又は組織に関する自分又は近親者の財政的利益をすべて公表すると共に、入札手続に関するその他の手順に完全に従わなければならない。

18. 旅行及び経費には、一般経費払戻し方針が適用される。

## C. 広告

1. 広告会社は、ライオン誌に出す広告に「ライオンズ」の名称を使用することができるが、その商品の推薦を暗示するようなものであってはならない。

2. 広告販売に関する収入及び支出は、すべての財務報告書に明記されていなければならない。また収入は、ライオン誌の経費減少または質の向上に充てなければならない。

## D. 購読

1. 各会員には、国際会費の一部としてライオン誌が送付される。他の版のライオン誌を希望するライオンズは、その編集者に直接申し込んで規定の購読料を払わなければならない。

2. ライオン誌本部版を追加に希望する場合には、アメリカ内に郵送される場合の購読料は US$6.00 で、他の地域に郵送される場合の購読料は US$12.00 である。ライオン誌 1 部の料金は US$1.00 である。

3. クラブの全会員に送られるライオン誌の版を変えたい場合には、クラブ会員の投票が必要である。全員が同じ版のライオン誌を受け取らなければならない。変更を希望する場合には、両方の編集者(現在受け取っているライオン誌と今後受け取りたいライオン誌)に、変更有効日を明記した手紙を書き、写しを国際本部の購読課々長に送る。変更の 90 日前に通知する必要がある。インドはこの方針の適用外となる。インドでは英語版とヒンディ語版の両方が印刷されており、また独自の会員名簿が管理されていることから、クラブ内の個々の会員がインド版ライオン誌の英語版とヒンディ語版のうちいずれかを選ぶことができる。財政的な責任が追加に生じた場合には、インドのライオンズが請け負う。

4. 地区(単一及び準)及び複合地区も、版を変えることができるが、それぞれの地区(単一及び準)または複合地区の大会で、賛成投票があった場合にのみできる。その決議の写しは、現在受け取っている版の編集者と代議員が票決した版の編集者に送付されなければならない。変更有効日を明記した手紙に決議の写しを添えて、国際本部の購読課々長に送る。変更の 90 日前に通知する必要がある。

5. 上記 3 項と 4 項の規定に従って通知されたら、購読課々長が、変更有効日を確認する文書を関係者全員に送る。

6. 元国際会長及び元国際理事の残存配偶者には、ライオン誌が無料で送られる。

7. 普通ライオン誌本部版を受け取る地区ガバナー又は協議会議長全員に、第 1 種郵便又は航空便で、この版のライオン誌が送られる。

8. 国際連合への国際協会連絡員には、ライオン誌本部版（英語版）が 5 冊ずつ送られ、これは国連本部で配布される。

9. ライオン誌の全公式版は、国際会長任期中の 1 年間、それぞれ 1 部ずつ会長に送られる。

10. 各公式版は、それぞれのライオン誌各号を 2 冊ずつ、印刷され次第航空便で、国際本部の編集責任者に送らなければならない。